命ぜられ、年頭御融並びに例月出仕には何れ 者も多い。寛政七年十二月人持末席に組入を 後また定番頭等より昇進し、此の列に至つた 格で此の並に召出されることになつた。此の は此の並でなく、御家老の子息は今枝主水の 税直躬が召出されてからは、御年寄衆の子息 **並に列したのである。然るに享保十年前田主** るが、これ等は何れも御家老役の子で、此の 郎右衛門長裕等が召出され千石を賜はつてゐ 理敬脩・前田大學知雄・成瀬伊織當廣・中川八 至つては今枝主水恒明・本多類毋政恒・津田修 息は皆この並に列したのであり、享保年間に て堀右京上列とあるから、この頃年寄衆の子 出されて 千石を 腸はつたのも 此の 並なるべ 前寛永十三年堀七郎兵御秀通が無役人持に召 り人持並となつたのが初であらう。是より以 文十一年三月長竹之助並房に新知千石を賜は 離ともいうた。その起原は不明であるが、寬 も人持の次に列した。 永四年本多木工政質・前田大炊孝資召出され と確實である。天和三年前田與十郎孝行、密 く、此の子右京秀林に至つては末席であるこ 又総列から引離れてゐた爲に後世には引

じたものといふ。 答した趣を記する。徳川家光の命によつて撰 人が、喜怒哀樂愛悪欲のことどもを御師と問 著。國文を以て、伊勢の御師の許に宿つた人 ヒトモトグサ 一本種 二冊。前田光高の

美那と掛いた。 ビナ 比那 珠洲郡布浦の内の小字。もと

曲歌集百人一首 ヒナブリカシュウヒヤクニンイツシュ 夷 ヒナタニ 鍵谷 羽咋郡和田の内の小字。 一册。天保十一年庚子七十

> |雞馬が 加賀の 狂歌節百人の 作を 集めたもの 會の開があり、雞馬の金澤八景の詠も城せら で、一頁毎に彩色版で作者の肖像とその作歌 れてゐる。板元は金澤松浦善助。 が記されてゐる。卷頭に古今亭に於ける狂歌 三齢皆原長根(本阿彌氏)の序がある。西南宮

札持乞食でないものも居り、それを散乞食と 非人小屋には非人の全数を収容し得ぬから、 といひ、妻子を有して次第に戸口が増殖した。 收容した。之を札持乞食と稱する。札持乞食 或は門側等に起臥する者を非人頭が糺し、帰 鑑札を交附することになり、その橋上・川原 四年八月廿八日太政官遠により廢せられた。 の施設であり、職業的乞食にまで墮落せぬ窮 別に石川郡笠舞にもあつたが、それは滞直接 稱した。領外から入つて來る職業的乞食は、凡 にして相當の资力あるに至つた者は、その所 川柳原及び淺野川中島村に設けた非人小屋に 民をのみ收容したのである。非人の稱は明治 べて再び領外に放逐せられた。非人小屋には にて自ら小屋掛をなさしめ、之を小屋持乞食 により、非人等に藤内頭から非人札と稱する ヒニン 非人 元祿四年二月公邸場の申渡 ヒナマツリ 雛祭 →ジョウミ 出已。

に吉耶ある時米銭を乞ひ、正月・盆・節句にも けられてゐる囚人の揃繩を取り、武家・町方 を取締り、病死した非人を砕り、膝内頭に預 **藤内頭支配の者に就き、七人の非人頭を攑ば** 二年六月の洪水に流失したから、笠舞村領の しめ、石川郡中村領・加賀郡茂野中岛村領に 川原を替地とした。非人頭は金澤町中の非人 **居屋敷を與へたが、そのうち中村は、寬文十** ヒニンガシラ 非人頭 承郷元年加賀藩は

> **勧進する時は、特にヨカレ左衛門と稱するこ** 下駄の鼻緒を作つた。非人頭が郡部に出でゝ 施與を求め、家業としては竹子皮の草服又は ともあつた。

收容を開始し、七月十六日に至り千七百五十 笠輝村に敷棟の厰舎を造り、六月廿二日より を維持する能はざるものを收容する爲、城南 た非人小屋で、名は非人小屋であるが質は救 三人を敷へた。これが滞末に至るまで繼續し であつた。次いで綱紀は、彼等の中自ら生計 つたが、その第一日に要した白米は四十二石 に給すること五月廿八日から六月十五日に至 田を損じ、死者十人を出し、乞食となる者亦 **氣候順を失ひ、河水器溢して、五萬八千石の** 光として賞賞せられる佳作は延贇頃と見られ 長兵衛消光三代に亙つてゐる。しかし非人消 起り、その子長右衛門清光及び長右衛門の子 は延寶初年に長兵衛清光がこゝに入りたるに 小屋に收容せられてゐた爲の稱で、寬文末又 地を摂して一大施行所を設けしめ、粥を窮民 綱紀は郊外野田村に幅十一間長二百四十間の 來る窮民の數を調査せしめた。次いで翌十年 寺に於いて施粥を行はしめ、又各郡より入り 九日に至るまで、金澤玉泉寺及び東本願寺末 多かつたから、前田綱紀は十月十二日より十 の施設した教質制度である。寬文九年領内の るものが多いから、初の長兵衛清光であらう。 住人である。非人消光は金澤郊外笠輝の非人 であるとするものは禊で、播磨大掾は富山の られる。刊本に之を播磨大掾藤原清光のこと 光と稱するものがあり、その作が世に珍重せ ヒニンゴヤ 非人小屋 非人小屋は加賀游 ヒニンキョミツ 非人満光 刀工に非人语

三合、女二合、外に盥一勺五才、味噌五才を 十五棟、地積二町步に及び、食物は男一日米 **飲小屋であつたのである。小屋の敷凡べて四**

臣村井長在を召して、その屋舎衣食の供給を 前田慶郷は非人小屋を巡視したが、廿一日老 の金穀を與へて退去するを許し、親戚故猫の 又自ら之を請ふ者もあり、小屋附足輕も市内 た。降つて游末に至つて慶應三年三月十九日 して使役せんことを乞ふ者あれば之を交付し にして獨立生計の計費を立て得た時は、若干 を巡行して飢民・薬児を 收容した。又收容者 郷・寸莎・瞬かせ・草脳製造等に 從事せしめ、 事場に送った。

收容者中業務に

堪へる者は

薬 者中より選ばれて病者の看渺と火災の防備に を置き、足輕・小者數十人之に屬し、又收容 者は之を通知し、歳時に諔經供養した。非人小 **恐らしむべきあれば保護扶養を命じ、奴婢と 奉行・郡奉行の申請に基づくを普通とするが、 艦房に拘束し、非違ある者は直に罰し又は公 常る者あり、男女室を異にし、兇暴なる者は** 裁許與力數人 質務に當り、本道·外科の 蹬師 屋の主任は算用場奉行と町奉行で、非人小屋 還らしめ、死する時はその本質の明らかなる **又 滞外から來た窮民は待遇最も厚く、食料は** 児童もそれん\ 差等があつた。新材一日二百 ことがある。非人小屋に收容せられるには町 刀工消光の如き特技ある者も亦收容せられた 服・旅費を與へ、人を附して領境に送り故郷に 病者に准じ、病めば醫療を加へ、治癒の後衣 ひ、太布帷子一・袷一・古手網入一を與へた。 目宛、冬季は五十目を増し、衣服は季節に簖 給し、病者は男米五合、女二合五勺以上とし、

ヒトーヒー

取善する所あらしめ、四月九日には

又窮民の